

議案第 36 号

柿野橋架替工事（上部工）請負契約の変更について

柿野橋架替工事（上部工）について、下記のとおり請負契約を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年大口町条例第 4 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 柿野橋架替工事（上部工） |
| 2 契約金額 | 変更金額 金 1, 631, 300 円
変更前 金 163, 350, 000 円
変更後 金 164, 981, 300 円 |
| 3 工期 | 変更前
令和 2 年 6 月 26 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
変更後
令和 2 年 6 月 26 日から令和 3 年 5 月 31 日まで |
| 4 契約の相手方 | 丹羽郡大口町さつきヶ丘二丁目 238 番地
丸周建設株式会社
代表取締役 近藤 義則 |

令和 3 年 3 月 31 日提出

大口町長 鈴木 雅博

（提案理由）

この案を提出するのは、柿野橋架替工事（上部工）の設計変更に伴い、契約金額及び工期を変更するため必要があるからである。

様式 3 - 1

変 更 設 計 内 訳 書

(単位：円)

	当 初	変 更	差引増
工事価格（税抜き）	(B) 151,708,000 円	(B1) 153,224,000 円	1,516,000 円
消費税相当額	(C) 15,170,800 円	(C1) 15,322,400 円	151,600 円
設計金額	(A) 166,878,800 円	(A1) 168,546,400 円	1,667,600 円
税抜契約金額	(E) 148,500,000 円	(E1) 149,983,000 円	1,483,000 円
消費税相当額	(F) 14,850,000 円	(F1) 14,998,300 円	148,300 円
契約金額	(D) 163,350,000 円	(D1) 164,981,300 円	1,631,300 円

$$\begin{aligned}
 E1 &= B1 \times E / B \\
 &= 153,224,000 \times 148,500,000 / 151,708,000 \\
 &= 149,983,000
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 F1 &= E1 \times 0.10 \\
 &= 149,983,000 \times 0.10 \\
 &= 14,998,300
 \end{aligned}$$

- 1 E1 の段階で千円未満切り捨て
- 2 消費税相当額は、円未満切り捨て